

茂原市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 平成31年4月9日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所502会議室
- 3 出席委員 13名
 - 1番 中村正明
 - 2番 小高一夫
 - 3番 湯浅公夫
 - 4番 蕨直邦
 - 5番 光橋正人
 - 6番 杉浦文子
 - 7番 八角徳政
 - 8番 高山多聞(第一副小委員長)
 - 9番 秋葉仁喜(第二副小委員長)
 - 10番 鈴木幸雄(第一小委員長)
 - 11番 鬼島一郎(第二小委員長)
 - 12番 加藤古志郎(会長)
 - 13番 石井利明(職務代理)
- 4 欠席委員 1名
 - 14番 浦島京子
- 5 事務局職員 5名
 - 事務局長 高山浩二
 - 局長補佐 平野孝幸
 - 係長 東條成男
 - 係長 鵜澤史樹
 - 主事 酒井嵩文
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 1件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 10件
 - ・農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 8件
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
 - ・農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについて
- 7 報告
 - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 軽微な農地改良の届出について
 - 地目変更登記申請に係る照会について
 - その他

8 総会要旨

局長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。本日は第4回総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の欠席委員ですが、浦島委員より所要のため欠席する旨の連絡がございました。

農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので本総会は成立することをご報告いたします。

本日の議事案件については、3条申請1件、4条申請1件、5条申請10件、許可後の計画変更申請が8件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）及び農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについての合計22件となります。そのほか報告事項がございます。

現地調査につきましては、3日に第1小委員会で行っております。それでは議事に入らせていただきます。茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、会長をお願いいたします。

会長

ただ今から総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。（異議なしの声）本日の議事録署名人は4番蕨委員と5番光橋委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局をお願いします。はじめに農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。

それでは第1号議案です。新規就農の案件となります。なお、本日は新規就農者ご本人にお越しいただいておりますので、議案説明の後入室して頂き、新規就農者として承認できるか等、直接質疑をよろしくお願いいたします。

申請地は六ツ野字並松地先、畑7693㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請です。申請人は、借人は長生村の★★さん、貸人は六ツ野の★★さんです。

就農の理由としましては、自然の中でゼロから作り上げていく仕事として農業に関心があり、自分の仕事がダイレクトに結果になる仕事をしたかった、時間を有効に使って家族との時間を大切にしたい、という思いからです。土地選定理由は、自宅から近く耕作上利便が良いため、とのことです。

ここで、営農計画について簡単に説明します。借り受ける農地にて小松菜を栽培し、販売計画として★★、★★、★★、★★への出荷で合計約★★万円の生産収益を見込んでおり、それに対する生産経費として約★★万円を見込む計画となっております。

次に、3条許可基準です。全部効率利用要件について、機械の確保は、トラクターを親族から借用し、今後、背負い式噴霧器、播種機、パイプハウス作業場、予冷庫を自己資金にて導入していく計画です。労働力は新規就農者本人と母の2人で営農する計画です。技術については★★で社員として2年間の小松菜の栽培経験があります。

なお、今回の新規就農で独立するため平成31年3月31日付で同社を退職されたとのこと。農作業常時従事要件については、従事日数は従事者合計で450日の計画です。下限面積要件については、今回の申請地により50アールを超えております。

その他の内容を含めて、長生農業事務所改良普及課の担当者に精査していただいているとのこと。

それでは、★★さん入室していただきます。

<★★氏入室>

会長

新規就農されるということで申請者の★★さんに総会に出席していただきました。ご本人にいくつかお伺いしたいと思いますのでご協力の程よろしく申し上げます。

はじめに自己紹介をお願いできますか。

- ★★氏 ★★と申します。これから畑で小松菜を中心とした野菜を生産しようと考えております。これから頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
- 会長 私の方からお伺いしたいのですが、就農しようと思った動機はどのようなものであったのですか。
- ★★氏 営農計画書にも書かせていただいたのですが、自然の中でゼロから作り上げていく仕事として農業に関心があり、自分の仕事がダイレクトに結果につながりますし、時間を有効に使って家族との時間を大切にしたいと思ったからです。
- 会長 営農計画書には小松菜を中心に生産されるということですが、将来的にはどのような農業経営の展開をかんがえているのですか。
- ★★氏 現時点では、販路は直売所が基本ですが直売所だけですと葉物だと袋詰めとか手間がかかりますので将来的には規模を拡大し、契約をとって手間のかからないコンテナ出しが出来ればと思っております。
- 職務代理 営農計画書の技術習得に関する事項の農業法人等実務研修の中に★★とあり、3月31日をもって退職されたとありますが、どうしてこの会社を辞め、自立しようと思ったのですか。
- ★★氏 会社と私の考えている農業に関する方向性が違ったからです。
- 職務代理 小松菜の生産以外で考えている作物はありますか。
- ★★氏 かぶとブロッコリーです。
- 職務代理 8反歩を耕作されるということですが、労働力についてはお母さんと2人ということですが、その辺りはどう考えておられますか。
- ★★氏 今は2人ですが、今後繁忙期には臨時的に雇用していきたいと考えております。
- 会長 他にございますか。
- 第1小委員長 葉物の野菜生産は非常に手間がかかります。人手がないときちんとした作物が出来ないと思います。収支計画を見ますと収入が少ないと思われそうですが、それについて不安はございませんか。
- ★★氏 全く不安がないということはありませんが頑張っってやっていきたいと思ひます。
- 会長 他にございますか。
- ★★委員 新規就農ということで、農業委員会としてはありがたいお話であります。今お話の中で小松菜一本でやっていくということになりますとある程度ブロックローテーションをかけると思ひます。また地で作られるということでもありますので、洗われなければならないとか、防虫ネットをかけるとか色々お考えになられているとは思ひますが非常に手間がかかります。また収支に関しても、もし失敗した場合大変でありますので改良普及課と相談して色々考えて綿密に計画を作成した方がよろしいと思ひます。是非収益を上げて定着していただきたいと思ひます。
- 会長 他にございますか。なければご本人からの意見聴取は終わらせていただきます。あ

りがとうございました。

<★★氏退出>

それでは審議を再開いたします。1号議案について小委員会の審議内容の報告をお願いします。

第1
小委員長 新規就農に関する案件でありますので総会で委員の皆様から広く意見を聞くという結論に至っております。

会長 それでは審議に入らせていただきます。1号議案であります。現地調査しています。★★委員いかがでしょうか。

★★委員 場所的には非常に耕作するには良いところだと思います。きちんとやって行けば対応できる場所だと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 面積的にもまとまっており、やる気があれば良い場所であります。本人はやる気は十分あると感じましたので新規就農をさせてあげたいと考えます。

会長 1号議案ですが許可ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可ということで決定いたします。

続きまして農地法第4条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

2号議案です。申請地は、早野字向原地先外2筆、畑1074㎡の内997.50㎡です。早野の★★さんが、自己所有地を転用し、長屋住宅用地とする申請です。申請理由は、所有地を活用して安定収入を図るため、とのこと。事業計画としては、建築面積266.66㎡の長屋住宅を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、3月20日付けで市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、北側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第1
小委員長 審議の結果、2号議案については許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは審議します。2号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

★★委員 周辺は住宅地となっており他の農地に影響はないと思われしますので許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員

許可相当でよろしいと思います。

会長

2号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

3号議案です。申請地は、本納字山王前地先外1筆、畑288㎡です。高田の★★さん外1名が木更津市の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、住宅を建築し住み替えるため、土地選定理由は、本納駅まで自転車での往復が可能で、日当たりもよく住環境としてとても良好であるため、とのことです。事業計画としては、建築面積82.00㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、3月28日付で市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、南側道路側溝へ排水します。★★自治会に排水同意不要と確認しております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おりますが、住所が遠方で電話番号も登録されておらず、文書を郵送しましたが返送されてしまったため、親族を通じて連絡を依頼し確認したとのことです。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、本納字南新田地先外2筆、田128.76㎡、畑218㎡、合計346.76㎡です。本小轡の★★さんが法目の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、借家住まいで手狭なため、土地選定理由は、今後の生活基盤を形成するにあたり希望していた地域で、申請地以外に希望に沿う土地が無かったため、とのことです。事業計画としては、建築面積53.82㎡の専用住宅1棟、30.17㎡のカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断され、許可が可能となり得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、3月15日付で市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、北側道路側溝へ排水します。両総土地改良区及び赤目川土地改良区より受益地としての意見書及び排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして5号議案です。申請地は、高田字甲下谷地先、田284㎡です。高田の★★さんが父の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在親と同居しているが手狭なため、土地選定理由は、親の住居の隣地であり、互いに協力し生活していけるため、とのことです。事業計画としては、建築面積73.90㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、原則許可が出来ない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請

に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、西側道路側溝へ排水します。赤目川土地改良区より受益地としての意見書及び排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして6号議案です。申請地は、上太田字下山田地先、畑76㎡です。長生村の★★さんが上太田の★★さんから土地を買い受けて、進入路用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、転用許可を受けて養魚場とした隣接地に今後軽車両や荷物の搬出入を行うのに最適であるため、とのことです。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断され、原則許可が出来ない農地ですが、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張で拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に当てはまり、例外的に許可出来ると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで自然浸透及び南側道路側溝へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして7号議案です。申請地は、中部地先、畑335㎡です。千葉市の★★さんが父の★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在の賃貸住宅が手狭なため、土地選定理由は、親の所有地であり、また交通及び買い物等生活に便利なため、とのことです。事業計画としては、建築面積55.76㎡の専用住宅1棟、19.36㎡のカーポート1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水は、南側公共下水道へ接続します。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、1名は確認を得ております。もう1名は近隣におらず耕作もしておりませんが、手紙で説明したところ反応がないため、今後反応があれば対応していくとのことです。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして8号議案です。申請地は、木崎字笹塚地先、畑744㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業5街区地先、面積383㎡です。早野の★★さんが大芝の★★さん外2名から土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、区画整理地内で南道路付きの土地の顧客要望があるため、とのことです。事業計画としては、区画面積平均191㎡の宅地2区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水は、住宅等建築時、南側公共下水道へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして9号議案です。申請地は、野牛字神門前地先、田695㎡です。野牛の★★さん外1名が★★さんから使用貸借権の設定により土地を借り受けて、農家住宅用地とする申請です。申請理由は、現住居が長生グリーンライン事業の計画用地となり取り壊すため、土地選定理由は、適当な広さで折り合いのつく土地がなかったため、とのことです。事業計画としては、建築面積134.15㎡の専用住宅1棟を建築します。なお、既存の建築面積83.17㎡の農業用倉庫1棟については平成30年8月31日付けで農地法施行規則第29条第1号に関する届出がされております。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、原則許可が出来ない農地ですが、農地法施行規則第33条第4号の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、例外的に許可できると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、3月29日付けで市土木管理課に道路工事施工承認申請が提出されております。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、北側道路側溝へ排水します。★★自治会より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者及び耕作者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして10号議案です。申請地は、長尾字芝地先、畑442㎡です。小林の★★さんが長尾の★★さんから土地を買い受けて、宅地分譲用地とする申請です。申請理由及び土地選定理由は、第一種低層住居専用地域に指定されており、住環境も良好で分譲地として最適であるため、とのことです。事業計画としては、宅地1区画を造成します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、住宅等建築時、隣地埋設排水管から南側道路側溝へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして11号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先、田1029㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業13街区地先、面積574㎡です。長尾の★★さんが長尾の★★さん外1名から土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在アパート住まいで手狭なため、土地選定理由は、住環境が良いことに加え、車を扱う仕事をしている関係上車両を複数所有しており広い駐車場がほしいため、とのことです。事業計画としては、建築面積67.90㎡の専用住宅1棟、合計60.39㎡のカーポート2棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事は行いません。排水は、東側公共下水道へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして12号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先、田512㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業13街区地先、面積307㎡です。小林の★★さんが東部台二丁目の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在アパート住まいで手狭になったため、土地選定理由は、交通等生活至便な住宅地であるため、とのこと。事業計画としては、建築面積108.00㎡の専用住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成工事を行いません。排水は、南側公共下水道へ排水します。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1
小委員長 審議の結果、3号から12号議案については許可相当となりました。
- 会長 それでは順次審議します。3号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺は住宅地であり、他の農地に影響はないと思われしますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 3号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして4号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 問題ないと思います。許可相当でよろしいと思います。
- 会長 4号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして5号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 周辺の田等の農地に影響はないので許可でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可でよろしいと思います。
- 会長 5号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは5号議案については、許可相当ということで決定いたしま

す。続きまして6号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。

- ★★委員 既存の施設の拡張であり、問題はないと思われまますので許可相当でよろしいと思
います。
- 会長 職務代理いかがですか。
- 職務代理 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 6号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは6号議案については、許可相当ということで決定いたしま
す。続きまして7号及び8号議案です。区画整理事業が実施された場所であります。
★★委員いかがですか。
- ★★委員 区画整理済でありますので、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 7号及び8号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでし
ょうか。(異議なしの声) それでは7号及び8号議案については、許可相当というこ
とで決定いたします。続きまして9号議案です。現調しております。★★委員いかが
ですか。
- ★★委員 問題ないと思いますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいと思います。
- 会長 9号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは9号議案については、許可相当ということで決定いたしま
す。続きまして10号議案です。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第3種農地でありますし、許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 問題ないと思いますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 10号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでし
ょうか。(異議なしの声) それでは10号議案については、許可相当ということで決定
いたします。続きまして11号及び12号議案です。ゆたか土地区画整理事業内であり
ます。★★委員いかがですか。
- ★★委員 土地区画整理事業内でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 11号及び12号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしい
でしょうか。(異議なしの声) それでは11号及び12号議案については、許可相当と
いうことで決定いたします。続きまして農地法第5条の規定による許可後の計画変更
申請についてであります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明します。
それでは13号議案です。申請地は、本納字立野地先外1筆、田463㎡です。佐
倉市の★★さんが本納の★★さんから土地を譲り受けて社員用住宅及び進入路用地と
する申請です。変更理由は、譲渡人は平成28年12月15日付けで社員用住宅及び

進入路用地として許可を受けておりましたが、法人自体の事業を譲受人に統合することとなり、これに伴い申請地の事業計画を承継させる必要が生じたため、とのことです。事業計画としては、建築面積53.41㎡の職員用宿泊施設としての住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、南側水路へ排水します。両総本納普通水利組合より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は2名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして14号議案です。申請地は、長尾字川代界地先外1筆、畑179.48㎡です。佐倉市の★★さんが本納の★★さんから土地を譲り受けてグループホーム用地とする申請です。変更理由は、譲渡人は平成30年3月1日付けでグループホーム用地として許可を受けておりましたが、法人自体の事業を譲受人に統合することとなり、これに伴い申請地の事業計画を承継させる必要が生じたため、とのことです。事業計画としては、建築面積144.00㎡の障害者のためのバリアフリーの住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と判断され、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は、整地のみで埋立ては行いません。排水は、合併浄化槽による処理後、南側水路へ排水します。★★自治会より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして15号から17号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。申請地は国府関字関根地先外2筆、田4520㎡です。木更津市の★★さんが国府関の★★さん外2名から土地を賃借権設定により借り受けて、スマートIC建設に関わる工事用道路及び資材置場用地として一時転用する申請です。変更理由は、賃借人は平成29年8月1日付けで一時転用許可を受けており、許可期間は平成31年4月30日までとなっておりますが、土工工事の延長とともに舗装工事を行うために工事期間を延長する必要が生じたため、とのことです。事業計画としては、工事用道路を確保するほか、コンクリート製品や立入防止柵等の資材置場とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであること」及び農地法施行令第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得ると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、新たな造成工事は行いません。排水は、雨水のみで設置済みの簡易排水溝及び沈砂池から既存水路へ排水します。岩出水利組合より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

最後に一時転用について、許可期間は本年6月30日までとなっております、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして18号から20号議案です。一体計画ですので、一括してご説明します。

申請地は、国府関字岩出川間地先外3筆、田2524㎡です。木更津市の★★さんが国府関の★★さん外2名より一時転用に土地を賃借し、スマートIC建設に関わる土砂仮置き及び資材置場用地として一時転用する申請です。変更理由は、賃借人は平成30年9月3日付けで一時転用許可を受けており、許可期間は平成31年4月30日までとなっておりますが、土工工事の延長とともに舗装工事を行うために工事期間を延長する必要が生じたため、とのこと。事業計画としては、事業により発生する土砂の仮置き及びコンクリート製品や立入防止柵等の資材置場とします。

次に、転用許可基準です。立地基準については、申請地は農用地域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるものであること」及び農地法施行令第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得ると判断されます。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分はありません。周辺農地の営農条件への支障について、新たな造成工事を行いません。

排水は、雨水のみで設置済みの簡易排水溝及び沈砂池から既存水路へ排水します。

★★水利組合より排水同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

最後に一時転用について、許可期間は本年11月30日までとなっております、事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

以上でございます。

- 会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。
- 第1
小委員長 審議の結果、13号から20号議案については許可相当となりました。
- 会長 それでは順次審議します。13号及び14号議案であります。現調しております。
★★委員いかがですか。
- ★★委員 事業の変更ではなく事業者の承継でありますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 問題はないと思われしますので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 13号及び14号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは13号及び14号議案については、許可相当ということで決定いたします。
続きまして15号から20号議案です。★★委員いかがですか。
- ★★委員 期間延長に関する申請であります。今まで特別問題はありませぬので許可相当でよろしいと思います。
- 会長 15号から20号議案ですが小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは15号から20号議案については、許可相当と

いうことで決定いたします。
一旦休憩とさせていただきます。

(休 憩)

会長 会議を再開いたします。議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）であります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明いたします。
内容等について説明する。

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは21号議案については承認ということにさせていただきます。
次に議案第22号農地利用最適化推進委員の委嘱につき承認を求めることについてであります。事務局の説明をお願いします。

事務局 内容等について説明する。

会長 説明が終わりました。審議を行います。議案第22号早川昇一さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

<挙手多数>

賛成多数でありますので承認といたします。
以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。